

環境保全型農業直接支払交付金 山梨県 中間年評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

- ・ 本県では、令和3年9月に改定した「やまなし農業基本計画」において、有機農業、環境保全型農業への取り組みに対する支援及び4パーミル・イニシアチブ[※]や再生可能エネルギーを活用した栽培技術の確立に取り組み、環境に優しい農業を推進することを掲げており、環境保全型農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度により、地域における環境負荷低減の取り組みを支援するとともに、栽培技術の開発に組み込むこととしている。

特に、地球温暖化の抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブの取り組みについて、土壌への炭素貯留の効果確認と県内への普及、全国への展開を進めるとともに、新たな認証制度を活用したブランド化を推進している。

- ・ 「有機農業の推進に関する法律」に基づく国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」が、令和2年4月に見直されたことを踏まえて、令和3年3月に「山梨県有機農業推進計画」を改定し、有機農業の取組面積を、204ha（令和元年度）から、5年間で約230ha（令和5年度）まで拡大する目標を掲げている。
- ・ 平成29年3月に改定した「山梨県環境保全型農業基本方針」では、持続性の高い農業生産方式の普及・定着に向けて、家畜ふん尿たい肥などの有機性資源を活用した土づくりや、化学肥料、化学合成農薬の使用の低減に向けた取り組みを推進している。

※4パーミル・イニシアチブ…世界の土壌の表層（30～40cm）の炭素量を年間0.4%（4パーミル）増加させれば、人間の経済活動によって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づく国際的な取り組みであり、2015年のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締結国会議）でフランス政府が提案

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		13	10	10	
実施件数		30	11	11	
交付額計(千円)		9,528	12,940	16,191	
実施面積計(ha)		135.3	127.8	159.6	
取組別実績	有機農業	実施件数	25	6	7
		実施面積(ha)	83.9	95.9	108.2
		交付額(千円)	6,712	11,501	12,977
	堆肥の施用	実施件数	—	—	—
		実施面積(ha)	—	—	—
		交付額(千円)	—	—	—
	カバークロップ	実施件数	1	1	1
		実施面積(ha)	0.2	0.2	0.2
		交付額(千円)	15	11	11
	リビングマルチ	実施件数	—	—	—
		実施面積(ha)	—	—	—
		交付額(千円)	—	—	—
	草生栽培	実施件数	—	6	5
		実施面積(ha)	—	28.0	19.1
		交付額(千円)	—	1,398	956
	不耕起播種	実施件数	—	—	—
		実施面積(ha)	—	—	—
		交付額(千円)	—	—	—
	長期中干し	実施件数	—	—	—
		実施面積(ha)	—	—	—
		交付額(千円)	—	—	—
秋耕	実施件数	—	1	1	
	実施面積(ha)	—	3.8	4.5	
	交付額(千円)	—	30	36	
地域特認取組 (冬期湛水管理)	実施件数	3	—	—	
	実施面積(ha)	16.9	—	—	
	交付額(千円)	1,090	—	—	
地域特認取組 (草生栽培)	実施件数	6	—	—	
	実施面積(ha)	34.2	—	—	
	交付額(千円)	1,712	—	—	
地域特認取組 (交信攪乱剤+雑草草生栽培)	実施件数	—	—	1	
	実施面積(ha)	—	—	27.6	
	交付額(千円)	—	—	2,212	

※1件の実施件数において取組が重複しているため計は合わない。

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	1	2
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	1	1
	先駆的農業者等による技術指導	2	1	1
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	3	0	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	—	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	2	3	2
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	8	5	3
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	1	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	1	2
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	—	0	0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	3	3

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	交信攪乱剤による害虫防除と、雑草を用いた草生栽培を組み合わせた取組
	対象地域	県全域
	対象作物	もも
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円

取組名	取組の概要	炭の投入
	対象地域	県全域
	対象作物	全作物
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	5,000 円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
もも	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例（露地栽培に限る）
すもも	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例（露地栽培に限る）
ぶどう （巨峰に限る）	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例（露地栽培に限る）
ぶどう （シャインマスカットに限る）	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例（露地栽培に限る）

注) 巨峰とは、巨峰系4倍体品種のぶどうとする。

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

- ・ 全国共通取組の有機農業・カバークロープ・草生栽培・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。本県では有機農業の取組面積は令和元年度の83.9haから令和3年度には108.2haに増加しており、環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価と同じ算定手法によると、温室効果ガス削減効果が令和元年度の78.0 tCO₂/年から令和3年度の100.6 tCO₂/年と2年で22.6 tCO₂/年増大した。
- ・ 本県で令和3年度より取組を開始した地域特認取組の「炭の投入」は、難分解性の炭素を農地土壌に施用することで土壌炭素貯留量を増大させる取り組みであり、今後取組を拡大することとしている。
- ・ 新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が、国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

- ・ 全国共通取組の有機農業は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の取組みによる生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県の水田で現地調査を実施したところ、有機農業の取組みでは、慣行栽培区の評価が「効果が低い」に対し、実施区では「効果が高い」となった。実施区では、対照区と比較し指標生物であるサギ類やアシナガグモ類が多く、特にサギ類については希少種の水鳥であるチュウサギが半数の水田で確認できたことから、有機農業の取組による生物多様性保全効果が確認できた。
- ・ 全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が、令和4年度の国の中間年評価において示されることとなっている。

3 その他の効果

- ・ 北杜市における有機農業者の団体は、令和元年度まで16グループに分かれていたが、環境保全型農業直接支払制度の事務手続きの簡素化を図るため、令和2年度に1団体に集約した。その結果、申請団体における書類作成などの負担軽減が図られた。また、有機農業を実施していることの確認を有機農業者同士による現地確認で行う「参加型確認手法」を地区ごとに導入することで、それまで繋がりを持つ機会がなかった農業者間において交流が生まれ、技術の向上及び販路の拡大など有機農業者同士の連携強化が図られた。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

- ・ 県内における環境保全型農業直接支払制度の取組面積は令和元年度と比較して24.3ha（18%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が着実に推進されている。第2期における取組面積増加の主な要因は、新規取組者の増加等により有機農業の実施面積が年々増加していること、また令和3年度から取組を開始した地域特認取組の「交信攪乱剤による害虫防除と、雑草を用いた草生栽培を組み合わせた取組」が拡大したことによるものである。
- ・ また、同じく令和3年度から地域特認取組となっている「炭の投入」は、本県において全国に先駆け、果樹園で発生する剪定枝を炭にして、土壌中に炭素を貯留することなどにより、大気中のCO₂を低減する「4パーミル・イニシアチブ」の取組みを始めているが、農業者において炭の含水率の計測が必要など事業の実施状況の確認に係る手続きが煩雑となっていること等から、取組面積の増加に至っていない。

2. 今後の方針

- ・ 環境に配慮した農業を推進するため、県内の調査において生物多様性の保全効果が高いことが明らかとなった有機農業について、栽培技術の普及を進め事業の取組拡大を図る。
- ・ 地球温暖化の抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブの取り組みについては、土壌への炭素貯留の効果確認やJA等と連携して現地実証を行い産地への普及、全国への展開を進めるとともに、新たな認証制度を活用してブランド力の強化を図り、農産物の高付加価値化を推進する。また、事業の事務手続きを簡素化し農業者の負担を軽減するため、製造直後の炭を施用する場合、一定量を投入すれば含水率の計測の省略を可能とする等の検討を行い、取組面積の拡大を図る。
- ・ 環境保全型農業直接支払制度を活用した果樹における草生栽培の推進と家畜由来の堆肥利用等による化学肥料の低減や交信攪乱剤の使用による化学合成農薬の低減の取り組みを支援する。
- ・ 土づくりと家畜排せつ物の有効利用を推進するため、高品質な堆肥の生産や作物栽培農家への供給体制の整備を行う。
- ・ 環境保全型農業直接支払制度に取り組む農業者の裾野を拡大するため、今後も市町村等の関係機関と連携し、本制度のPR活動を積極的に進める。